

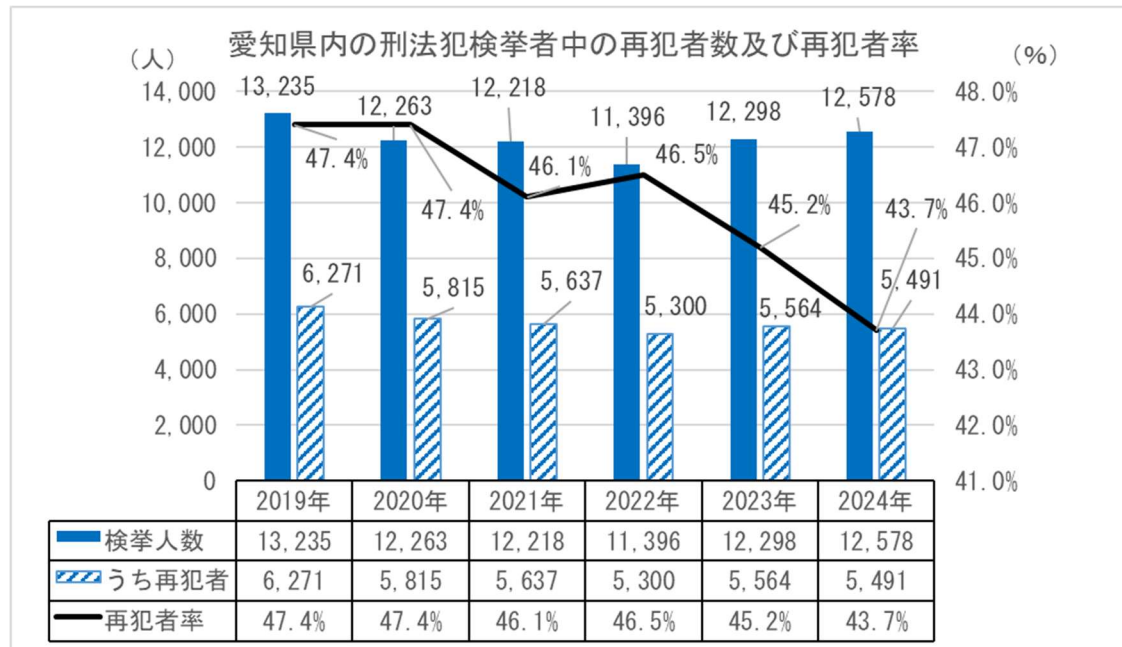
第二次愛知県再犯防止推進計画（案）の概要

1 計画の策定趣旨等

◆計画の策定趣旨

第一次計画（計画期間：2021年度から2025年度まで）に基づく取組の成果・課題を踏まえた上で、愛知県内の再犯防止に係る取組の更なる充実・深化を図り、安全で安心して暮らせる社会づくりを行うため、第二次愛知県再犯防止推進計画を策定するもの。

◆再犯者数の推移



2024年の刑法犯検挙者12,578人のうち、再犯者数は5,491人であり、再犯者率は43.7%（全国平均46.2%）となっている。今後、刑法犯認知件数の減少と、安全に安心して暮らせる愛知の実現のため、再犯防止の取組を地域の関係者が連携しながら一層進めていくことが必要となっている。

1 計画の策定趣旨等

◆第一次計画に基づく取組の成果と課題

・成果

- ①国及び民間団体等とともに各種施策に取り組み、一定の成果が上がっている。
- ②就労については、刑務所出所者等への就職活動支援により保護観察対象者及び矯正施設入所者の就職者数が増加するとともに、保護観察等の期間終了後も引き続き息の長い職場定着支援を実施したことにより、6か月超の就労者の割合が大幅に増加している。
- ③また、高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする者への支援について、地域生活定着支援センターを中心に、矯正施設、保護観察所及び地域の保健医療・福祉関係機関等との連携・協働により、矯正施設入所中から退所後まで一貫したコーディネート業務等が実施されており、支援実績は増加している。
- ④さらに、「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業」により、弁護士が刑事司法手続内での支援にとどまらず、犯罪をした者等に寄り添い、社会復帰に向けた支援の聞き取りを行い、居住手続や就労窓口、医療・福祉等関係機関への引継ぎなどの支援を行うことで、円滑な社会復帰につなげており、年々そのニーズは高まっている。

・課題

- ①犯罪をした者等へは、就労や住居、福祉など分野横断的な支援が求められるとともに、支援に携わる機関・団体にとって必要な情報が点在しているため、県・国・市町村・民間団体等の一層の連携強化及び支援情報の共有が不可欠である。
- ②保護司の充足率が2025年に初めて9割を下回るなど、保護司の確保が喫緊の課題となっている。
- ③刑務所出所者等の高齢化が進んでいるものの、高齢者の就労ニーズに合っていないことから、多様な業種の協力雇用主の確保を図る必要がある。
- ④国の第二次再犯防止推進計画において、市町村の役割は、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切に保健医療・福祉等の各種行政サービスを提供するよう努めるなどとされているものの、県内では、市町村の約4割で地域再犯防止推進計画が策定されておらず、再犯防止に関する知見やノウハウが不足している市町村があることから、犯罪をした者等に最も身近な市町村における再犯防止の取組をより一層推進していく必要がある。

1 計画の策定趣旨等

◆第二次計画の基本的な方向性

- ①県・国・市町村・民間団体等による支援の実効性を高めるため、相互の連携を更に強固にし、支援情報の共有を行うことができる体制を整える。
- ②これまでの取組の成果や課題を踏まえ、保護司の担い手の確保や就労支援、福祉支援や住居支援などに引き続き取り組むとともに、保護司の安全確保や多様な業種の協力雇用主の確保など、社会情勢に対応した取組をより一層推進する。
- ③更生保護法の改正（2023 年 12 月施行）による地域援助及び刑執行終了者等を対象とした援助の新設や、刑法の改正（2025 年 6 月施行）による拘禁刑の導入など、新たな動きに対応した取組を実施する。
- ④犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、社会復帰に向けた息の長い支援を実現するため、市町村における再犯防止の取組を推進するとともに、地域における支援ネットワークの構築を進める。

◆計画の位置付け

再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項に定める地方再犯防止推進計画

◆計画の期間

2026 年度から 2030 年度までの 5 年間

2 計画の構成等

◆計画の構成

5つの基本方針のもと、6つの施策の柱を掲げ、施策の柱ごとに取組を位置付ける。

・5つの基本方針

- 1 国、県、市町村、民間団体等による緊密な連携協力を確保し、犯罪をした者等が孤立することなく、社会の構成員として円滑に社会復帰できる社会の実現に向けて、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進する。
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じて、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにする。
- 3 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等の存在を十分に認識するとともに、犯罪をした者等が犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解して、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて、再犯防止に取り組む。
- 4 県内の犯罪等の実態を踏まえて、必要に応じて関係機関や民間団体等から意見聴取を行うなどし、社会情勢に応じた再犯防止の施策に取り組む。
- 5 再犯防止の取組について、広く県民の関心と理解を得られるよう、分かりやすく効果的な広報に取り組む。

・6つの施策の柱

- 1 国・県・市町村・民間団体等の連携強化
- 2 就労・住居の確保
- 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 4 非行の防止及び学校等と連携した修学支援等
- 5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援等
- 6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

3 施策の展開

1 国・県・市町村・民間団体等の連携強化

- ・地域援助・刑執行終了者等に対する援助などの社会復帰に向けた各種支援の円滑な実施【新規】
- ・地域における支援機関・団体とのネットワークの構築【新規】
- ・愛知県再犯防止連絡協議会の設置による施策の推進
- ・市町村における再犯防止の取組の促進【新規】 等

2 就労・住居の確保

①就労の確保等

- ・地域援助対象者及び刑執行終了者等への相談支援【新規】
- ・就労支援・職場定着支援の実施
- ・多様な業種の協力雇用主の確保【新規】 等

②住居の確保

- ・離職等により収入が減少した生活困窮者への住居確保給付金（家賃相当額・転居費用）の支給
- ・住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者の入居を拒まないとして登録された住宅の入居者に対する家賃債務保証、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援を行う法人等）の指定 等

3 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

① 高齢又は障害のある者等への支援

- ・地域生活定着支援センター事業による出所後のフォローアップ支援
- ・市町村における重層的支援体制整備事業との連携【新規】 等

②薬物依存を有する者への支援

- ・依存症治療拠点機関・依存症専門医療機関の選定
- ・薬物依存離脱指導の充実 等

3 施策の展開

4 非行の防止及び学校等と連携した修学支援等

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充
- ・非行等の問題行動のある児童生徒に対する心理相談、法教育の出前授業の実施【新規】
- ・学び直し・立ち直り支援の実施 等

5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援等

- ・性犯罪者への専門的処遇プログラムの実施、ストーカー加害者に対する指導
- ・拘禁刑下におけるきめ細かな矯正処遇【新規】
- ・寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業による円滑な社会復帰に向けた支援
- ・暴力団離脱者の社会復帰の促進 等

6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

① 民間協力者の活動の促進等

- ・保護司の人材確保に向けた広報活動
- ・自宅以外の保護司の面接場所の確保・担当保護司の複数指名などの保護司の安全確保に向けた取組【新規】 等

② 広報・啓発活動の推進

- ・社会を明るくする運動の強調月間・再犯防止啓発月間（7月）を中心とした啓発活動
- ・第二次愛知県再犯防止推進計画の取組内容の周知【新規】 等